

新旧対照表（高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱）

新	旧	
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 当事業における竹材とは、県内で伐採され、有価で取引されるモウソウチク、マダケ及びハチク（クロチク及びトラフダケを含む。）等をいう。</p> <p>2 伐採事業者等とは、立竹を伐採、枝払い及び玉切りし、竹材（チップ化されたものを含む。）として搬出する法人、団体又は個人<u>及びそれらを取りまとめる者</u>をいう。<u>ただし、工芸品として利用される竹材に限り、立竹の所有者を含む。</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>この要綱は、令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 当事業における竹材とは、県内で伐採され、有価で取引されるモウソウチク、マダケ及びハチク（クロチク及びトラフダケを含む。）等をいう。</p> <p>2 伐採事業者とは、立竹を伐採、枝払い及び玉切りし、竹材（チップ化されたものを含む。）として搬出する法人、団体又は個人をいう。</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	
別表第1 (第3条、第4条関係)	別表第1 (第3条、第4条関係)	
補助事業者 注1	補助対象経費	補助単価
<p>1 民間事業者注2</p> <p>2 広域活動団体（高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会及び高知県木炭振興会）</p> <p>3 森林組合</p> <p>4 農業協同組合</p> <p>5 農事組合法人</p> <p>6 生産森林組合</p> <p>7 集落活動センター運営組織</p> <p>8 竹材利用者等の組織する団体注3</p>	<p>竹材の有効利用を目的として、伐採事業者等と補助事業者の間で竹材安定供給に係る協定を締結したうえで、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定められた森林から伐採、搬出された竹材又は専ら工芸品として利用される場合の立竹を購入する際の経費。ただし、エネルギーを利用する場合を除く。</p>	<p>補助事業者が設定する竹材1キログラム当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額（1円未満切捨て）とし、上限を竹材1キログラム当たり22円とする。</p> <p><u>ただし、工芸品として利用される竹材については、一束当たり30キログラムとする。</u></p> <p><u>また、集成材として利用されるモウソウチクの場合には、規格の長さに1メートル当たり3.75キログラムを乗じたうえで本数を乗じたものを重量（1キログラム未満切捨て）とする。</u></p>
補助事業者 注1	補助対象経費	補助単価
<p>1 民間事業者注2</p> <p>2 広域活動団体（高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会及び高知県木炭振興会）</p> <p>3 森林組合</p> <p>4 農業協同組合</p> <p>5 農事組合法人</p> <p>6 生産森林組合</p> <p>7 集落活動センター運営組織</p> <p>8 竹材利用者等の組織する団体注3</p>	<p>竹材の有効利用を目的として、伐採事業者と補助事業者の間で竹材安定供給に係る協定を締結したうえで、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定められた森林から伐採、搬出された竹材を購入する際の経費。ただし、エネルギーを利用する場合を除く。</p>	<p>補助事業者が設定する竹材1キログラム当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額（1円未満切捨て）とし、上限を竹材1キログラム当たり22円とする。</p> <p><u>ただし、1メートルを超える長尺の竹材を買取る場合であって、重量の測定が困難なときは、1本当たり30キログラムとして算定できるものとする。この場合、保守的な観点から過大に評価しないよう留意すること。</u></p>
(注) 1 補助事業者は、竹材の有効利用を目的としてあらかじめ協定を締結した伐採事業者等から竹材を購入する事業者で、県内に主たる事業所を有する者をいう。	(注) 1 補助事業者は、竹材の有効利用を目的としてあらかじめ協定を締結した伐採事業者から竹材を購入する事業者で、県内に主たる事業所を有する者をいう。	
2 補助事業者のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項に該当する者をいい、個人を除く。	2 補助事業者のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項に該当する者をいい、個人を除く。	
3 補助事業者のうち、「竹材利用者等の組織する団体」とは竹材の有効利用を目的として3名以上で組織された団体をいう。	3 補助事業者のうち、「竹材利用者等の組織する団体」とは竹材の有効利用を目的として3名以上で組織された団体をいう。	
<u>4 一束の基準は、全日本竹産業連合会の定める「原竹取引基準」に準ずる。</u>	<u>(新設)</u>	
別表第2 (略)	別表第2 (略)	
別記 第1号様式（第5条関係）(略)	別記 第1号様式（第5条関係）(略)	

新

別紙1

令和 年度高知県竹材利用促進事業実施計画書

補助事業者名 :

伐採事業者 等の名称	施業所在地	施業 所在地 要件	着手予定年月日	買取予定単価 (円/kg)	竹材 1kg 当た りの 補助単価 (買取予定単 価× 10 分の 7 円 上限 22 円)	供給予定量 (kg)	事業費 (円)	財源内訳	
								県補助 金 (円)	その他 (円)
				A	B	C	D=A×C	E=B×C	D-E
計									

(注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。

2 「施業所在地要件」欄は施業所在地が森林法第5条に定められた森林であることを確認し、適を記入してください。

3 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

旧

別紙1

令和 年度高知県竹材利用促進事業実施計画書

補助事業者名 :

伐採事業者 名	施業所在地	施業 所在地 要件	着手予定年月日	買取予定単価 (円/kg)	竹材 1kg 当た りの 補助単価 (買取予定単 価× 10 分の 7 円 上限 22 円)	供給予定量 (kg)	事業費 (円)	財源内訳	
								県補助 金 (円)	その他 (円)
				A	B	C	D=A×C	E=B×C	D-E
計									

(注) 1 伐採事業者名には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。

2 「施業所在地要件」欄は施業所在地が森林法第5条に定められた森林であることを確認し、適を記入してください。

3 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

別紙2～4 (略)

第2号様式 (第7条関係) (略)

別紙2～4 (略)

第2号様式 (第7条関係) (略)

新

別紙1

令和 年度高知県竹材利用促進事業変更計画書

補助事業者名 :

伐採事業者 等の名称	施業所在地	施業 所在地 要件	着手(予定) 年月日	買取(予定) 単価 (円/kg)	竹材 1kg 当た りの 補助単価 (買取(予定) 単価× 10 分の 7 円 上限 22 円)	供給(予定) 量 (kg)	事業費 (円)	財源内訳	
								県補助 金 (円)	その他 (円)
計									

(注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。

2 「施業所在地要件」欄は施業所在地が森林法第5条に定められた森林であることを確認し、適を記入してください。

3 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

旧

別紙1

令和 年度高知県竹材利用促進事業変更計画書

補助事業者名 :

伐採事業者 名	施業所在地	施業 所在地 要件	着手(予定) 年月日	買取(予定) 単価 (円/kg)	竹材 1kg 当た りの 補助単価 (買取(予定) 単価× 10 分の 7 円 上限 22 円)	供給(予定) 量 (kg)	事業費 (円)	財源内訳	
								県補助 金 (円)	その他 (円)
計									

(注) 1 伐採事業者名には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。

2 「施業所在地要件」欄は施業所在地が森林法第5条に定められた森林であることを確認し、適を記入してください。

3 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

別紙2 (略)

第3号様式 (第8条関係) (略)

別紙2 (略)

第3号様式 (第8条関係) (略)

新

別紙1

令和 年度高知県竹材利用促進事業実績報告書

補助事業者名 :

伐採事業者 等の名称	施業所在地	施業 所在地 要件	着手年月日	買取単価 (円/kg)	竹材1kg当たりの 補助単価 (買取単価× 10分の7円 上限22円)	供給量 (kg)	事業費 (円)	財源内訳	
								県補助 金 (円)	その他 (円)
			着手年月日 完了年月日	A	B	C	D=A×C	E=B×C	D-E
計									

(注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。

2 「施業所在地要件」欄は施業所在地が森林法第5条に定められた森林であることを確認し、適を記入してください。

3 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除了いた金額を記入してください。

旧

別紙1

令和 年度高知県竹材利用促進事業実績報告書

補助事業者名 :

伐採事業者 名	施業所在地	施業 所在地 要件	着手年月日 完了(予定) 年月日	買取単価 (円/kg)	竹材1kg当たりの 補助単価 (買取単価× 10分の7円 上限22円)	供給量 (kg)	事業費 (円)	財源内訳	
								県補助 金 (円)	その他 (円)
				A	B	C	D=A×C	E=B×C	D-E
計									

(注) 1 伐採事業者名には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。

2 「施業所在地要件」欄は施業所在地が森林法第5条に定められた森林であることを確認し、適を記入してください。

3 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除了いた金額を記入してください。

別紙2 (略)

第4号様式 (第8条関係)

別紙2 (略)

第4号様式 (第8条関係)